

Q & A よくあるお問い合わせ

Q 1 国や市町村、県の他の補助金等との併給は可能でしょうか？

国・県・市町村の給付金、補助金については、それぞれの支給要件で、他の給付金、補助金との併給を禁止していなければ重複して申請することができます。（※なお、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」との重複は不可です。）

Q 2 本社は徳島県外ですが、県内に営業所があります。対象になりますか？

本社でなくても中小企業（資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人）であり、営業所等の事業の拠点が県内にあれば対象となります。ただし、対象車両は徳島ナンバーに限ります。

Q 3 県内営業所に他県ナンバーの車両がある場合は、対象になりますか？

対象となりません。徳島ナンバーの車両のみが対象となります。

Q 4 事務所や自宅（個人事業主の場合）は、「営業所」に該当しますか？

直近の一般・特定貨物自動車運送事業における徳島運輸支局への申請、又は貨物軽自動車運送事業の届出時に、当該箇所を営業所として申請・届出している場合は該当することとなります。

Q 5 基準日（令和8年8月1日）以降に買い替えた車両は、支援金の対象になりますか？

本事業は基準日から申請日まで継続保有していることが原則ですが、以下の場合は対象・対象外となります。

① 車両の買い替え（代替）をした場合

基準日以降に車両を代替した場合、当該事実の証明書（事業計画変更届等）を提出いただくことで、例外として新しい車両を支援対象とします。

② 増車（購入・リース等）した場合

基準日時点では保有していなかった車両となるため、対象外です。

③ 減車（売却・廃車等）した場合

申請日時点で保有していない車両となるため、対象外です。

④ 車検を更新した場合

令和8年8月1日時点で保有し、徳島運輸支局又は軽自動車検査協会徳島事務所に登録されており、申請日以降まで車検証が有効な車両が対象となります。

また、車検証が途中で期限切れになっても、申請日時点で有効期限が更新されていれば対象となります。

Q 6 基準日から申請日までに1台増車して、1週間後に1台減車しました。

車両の入替として助成金の対象になりますか？

期間内に運輸支局に増車届、減車届を届出して増車や減車を行った場合、その車両は助成金の対象となりません。当日中に同種別（普通車から普通車、小型車から小型車など）の増車・減車を同時に行う代替手続きの場合のみ、車両の代替として扱い、1台分が助成金の対象となります。

Q 7 支援金交付の上限額はありますか？

上限はありません。

Q 8 個人事業主で、徳島県内に店舗（事務所）を構えていますが、県外に住んでいる場合、対象になりますか？

対象となります。ただし、対象車両は徳島ナンバーに限ります。

Q 9 月割りでの支給はありますか？

ありません。令和8年8月1日から申請日までの期間に継続して保有していることが支援の要件となります。

Q 10 令和8年8月1日時点で、事業を休止していた場合は、対象になりますか？

対象事業者の考え方は以下を確認ください。

① 創業・営業所新設時点／② 運送業許可取得時点

令和8年8月1日時点で、運送業許可を取得又は届出し、経営している者が対象となります。

③ 貨物運送許可取消・廃業又は休業時点

令和8年8月1日時点で運送事業を営業しており、

今後も事業を継続する意思がある者が交付対象者となります。

申請日までに貨物運送許可取消・廃業又は休業となった場合は対象外とします。

④ 休業より営業再開した時点

令和8年8月1日時点で営業再開していれば、対象となります。

Q 11 申請後もしくは支給決定通知受取後に、法人の合併または分割（分社化）・事業承継・相続があった場合、対象になりますか？

「貨物自動車運送事業」を承継・相続した者が対象となります。当該事実の証明書（事業の譲渡譲受・合併・分割・相続の認可申請書等）を速やかに提出してください。

Q 12 申請後もしくは支給決定通知受取後に、法人化・申請者の社名・代表者名・本社住所・営業所の所在地等を変更した場合、対象になりますか？

社名・代表者名の変更は対象となります。当該事実の証明書（履歴事項全部証明書）を速やかに提出してください。また、本社住所・営業所の住所の変更によって県外の住所となった場合、理由書の提出をもって判断します。

Q 13 対象外の車両はありますか？

一般若しくは特定貨物自動車運送事業者又は貨物軽自動車運送事業者の所有等であってもいわゆる白ナンバーは対象外です。また、他の事業者が所有する車両、被牽引など原動機を有しない車両、霊柩限定車、二・三輪車、休車扱いの車両も対象外です。

Q14 中小企業、大企業の定義は何でしょうか？

資本金3億円以下の会社若しくは従業員300人以下の会社を中小企業としています。
(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項を参考にしてください。)

Q15 従業員の範囲はどこまででしょうか？

労働基準法第20条に基づく解雇の予告を必要とする者が該当範囲です。

Q16 リース契約やローン契約している車両は対象となりますか？

所有者が自動車リース会社や自動車ディーラー会社であっても、使用者・使用の本拠地等の要件を満たし、対象車両の要件を満たす場合は対象となります。

Q17 対象が普通・小型・軽自動車となっていますが、大型・中型・準中型自動車は対象ではないですか？

大型・中型・準中型自動車は「道路交通法」での区分であり、本支援事業では「道路運送車両法」の区分を採用しております。車検証の自動車の種別をご確認ください。

Q18 県税の種類は何があるでしょうか？

法人県民税、個人・法人事業税、自動車税のほか、特別法人事業税及び地方法人特別税があります。
未納がないとは、これら全てに未納がないことが必要です。

Q19 申請書はどこで手に入りますか？

申請書は、一般社団法人徳島県トラック協会が開設している専用サイトにて、ダウンロード可能となります。
また、ダウンロードが困難な場合は、一般社団法人徳島県トラック協会まで取りに行くか、メールでの送付となります。

Q20 申請書の押印は本社の押印ですか（営業所長の押印でも構いませんか）？

押印は不要です。

Q21 申請書・添付資料の印刷サイズに指定はありますか？

申請書・添付書類は、全てA4サイズで統一してください。
また、すべて片面印刷で、裏紙は使用しないでください。

Q22 令和8年8月1日以降、申請前に法人の合併または分割（分社化）・事業承継・相続があった場合、どのように申請すればよいですか？

申請日までに法人の合併または分割（分社化）・事業承継・相続があった場合、申請日時点の事業者にて申請してください。また、申請期間中であった場合、関連する事業者全体で1回限りの申請が可能となりますので、申請前に関係者と調整の上、申請してください。
なお、相続があり、国と一般・特定貨物自動車運送事業変更認可の手続き中である場合は、事務局までご相談ください。

Q23 申請書類の取得手続きに時間が要し、期限以降の提出となっても申請可能でしょうか？

不可です。当日消印有効としますが、時間に余裕のある申請をお願いします。

Q24 申請後に申請漏れが発覚しました。再申請は可能ですか？

不可です。申請は交付対象者につき1回限りとし、法人においては、会社単位での申請となります。

Q25 申請方法はどのようにすればよいですか？

郵送による受付のみとさせていただきます。また、簡易書留に限りです。

Q26 いつ時点の車両台数で計算するのですか？

令和8年8月1日時点で保有し、徳島運輸支局又は軽自動車検査協会徳島事務所に登録されており、申請日時点で車検証が有効な車両の台数で計算してください。

Q27 県内に営業所が複数あります。申請は本社が一括して行うのでしょうか？

1事業者1回の申請としております。運送事業の許可を法人単位で取得していることから、本社若しくは担当事務所でまとめて申請してください。

Q28 1 経営者が複数の店舗をそれぞれ法人化して経営している場合は、申請方法はどのようなのでしょうか？

複数の店舗が別の法人格である場合は、法人毎に申請をお願いします。

ただし、県内に事業所の無い法人は対象外となります。

Q29 提出する添付書類から現在の名称や住所が変わっている場合はどうすればよいですか？

住民票や法人の登記事項証明書の写し等、変更前後の継続性が確認できる書類を提出してください。

Q30 許可証を紛失しました。

許可証の写しを紛失した場合は、徳島運輸支局にて事業証明願いの写しを代わりに提出してください。

ただし、一般社団法人徳島県トラック協会の会員は添付を省略可能です。

Q31 貨物軽自動車運送事業のみの場合、運送事業の許可書は省略可能ですか？

貨物軽自動車運送事業は、届出となりますので、届出書の写しを提出してください。ただし、届出書の写しを紛失した場合は、徳島運輸支局にて事業証明願いの写しを代わりに提出してください。

Q32 本業務について、申請から支援金受取までの流れは？

対象となる「エコ・チャレンジ」の取組を自社で実践した上で、申請と請求を一度に行っていただきます。

（※対象となる取組は、過去の一時的なものではなく、今年度（令和8年4月1日以降）に実施、または継続して日々実践しているものに限りします。）

令和8年8月17日（月）の募集開始以降、各事業者にて取組実績の準備が整い次第、一括でご申請ください。申請期限は令和8年10月16日（金）までとします。（※消印有効）

Q33 請求してからどのくらいの期間で支給されますか？

書類に不備がない場合、原則として支給決定日以降の翌月末までに送金します。

Q34 請求後、支給決定額の通知等がありますか？

支給の可否に関わらず、審査の結果を書面にて通知します。

Q35 支援金は、消費税の課税対象となりますか？

消費税の課税対象にはなりません。（不課税）

Q36 支援金は、法人税や所得税の課税対象となりますか？

法人税や所得税の課税対象となります。雑収入として計上してください。

Q37 800ナンバーの小型車は対象になりますか？

車検証の種別を対象基準としますので、種別が「小型」となっていた場合、「小型自動車」として対象となります。

※基本的に普通車は「100・800ナンバー」、小型車は「400ナンバー」、軽自動車は「400ナンバー」となりますが、一部例外で、異なるナンバーでも対象となる場合があります。

Q38 G Xとは、何ですか？

「グリーントランスフォーメーション」の略。

2050年カーボンニュートラルや、2030年の国としての温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた取組を経済の成長の機会と捉え、排出削減と産業競争力の向上の実現に向けた、経済社会システム全体の変革がGXです。

Q39 宣言書の達成項目について、チェックを入れるだけでなく、証拠書類の提出は必要ですか？

基本的には本様式へのチェックと代表者の署名をもって宣言とみなすため、個別の証明書類の添付は不要です。ただし、制度の適正な運用の観点から事務局が後日確認を求めた場合に対応できるよう、社内での記録・保管をお願いします。